

## 提 案 理 由

承認第1号 専決第1号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和5年度養父市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
理 由	本件は、国の予備費の使用に伴い、個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯に対する給付及び低所得の子育て世帯に対する給付への加算を速やかに実施するため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、「令和5年度養父市一般会計補正予算（第8号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるものである。
議案第1号	令和6年度養父市一般会計予算
議案第2号	令和6年度養父市国民健康保険特別会計予算
議案第3号	令和6年度養父市養父歯科診療所特別会計予算
議案第4号	令和6年度養父市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	令和6年度養父市介護保険特別会計予算
議案第6号	令和6年度養父市水道事業会計予算
議案第7号	令和6年度養父市下水道事業会計予算
理 由	上記7件は、令和6年度の予算を定めるため、議会の議決を求めるものである。
議案第8号	養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
理 由	本件は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の制定により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定が整備されたことに伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給すること等について、関係する条例の所要の改正を行うものである。 なお、施行日は、令和6年4月1日からである。 【改正内容】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年養父市条例第6号)</li> <li>○養父市職員の育児休業等に関する条例(平成16年養父市条例第41号)</li> <li>○養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年養父市条例第265号)</li> </ul>
議案第9号	養父市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>本件は、令和元年5月31日に公布された戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)の一部の施行期日を定める政令(令和5年政令第336号)が令和5年11月29日に公布され、令和6年3月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和6年3月1日からである。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>マイナンバー制度を利用することによる行政手続における戸籍謄抄本の添付省略、戸籍の届出時における戸籍謄抄本の添付省略、本籍地以外の市区町村での戸籍謄本の発行等ができることとなったため、その事務内容及び手数料の額等を規定するもの</p>
議案第10号	養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>本件は、第9期介護保険事業計画の改訂に当たり、今後3年間の第1号被保険者数、要介護認定者数等を推計し、介護サービス量、介護給付費等を見込んだ結果、第9期の介護保険料率を改める必要が生じたこと、及び介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第13号)が令和6年1月19日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和6年4月1日からである。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>令和6年度から令和8年度までの保険料率について、区分及び額の改正を行うもの</p>
議案第11号	養父市給水条例及び養父市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>本件は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)が令和5年5月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、水道法等</p>

	<p>における権限が厚生労働大臣から国土交通大臣等に移管されることから、関係する条例について、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和6年4月1日からである。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○養父市給水条例（平成16年養父市条例第266号）</li> <li>○養父市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年養父市条例第9号）</li> </ul>
議案第12号	<p>養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、消防庁が消防団員の報酬等の基準を策定し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言を発出したことに伴い、消防団員の年額報酬を引き上げることから、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和6年4月1日からである。</p>
議案第13号	<p>養父市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）が令和6年2月9日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、非常勤消防団員等の補償基礎額を引き上げることから、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和6年4月1日からである。</p>
議案第14号	<p>養父市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、一部の規定を除き令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和6年4月1日からある。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>各規定部分に条ずれが生じているものについて、改正するもの</p>
議案第15号	<p>養父市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正す</p>

	<p>る法律（令和5年法律第50号）が令和5年6月14日に公布され、令和5年12月13日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日からである。</p> <p><b>【改正内容】</b> 各規定部分に条ずれが生じているものについて、改正するもの</p>
議案第16号	<p>養父市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、新たな附属機関として、「養父市史跡八木城跡整備検討委員会」及び「養父市遺跡調査検討委員会」を設置するため、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和6年4月1日からである。</p>
議案第17号	<p>熊次辺地総合整備計画の変更について</p>
理由	<p>本件は、熊次辺地総合整備計画を変更したいため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p><b>【変更内容】</b> 市道大久保1号線道路改良事業：事業費の増額、事業年度の延長</p>
議案第18号	<p>八鹿総合体育館等長寿命化改修工事請負契約の変更について</p>
理由	<p>本件は、八鹿総合体育館等長寿命化改修工事の実施に伴い、改修工事に係る請負契約を変更したいので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第2条の規定により、議決を求めるものである。</p> <p><b>【変更の概要】</b> 契約金額を281,600千円から312,554千円に30,954千円増額するもので、変更の理由は、幕板の改修、空調の開閉器の増設等の変更である。</p>
議案第19号	<p>市道路線の認定について</p>
理由	<p>本件は、兵庫県が行う養父宍粟線道路改良（門野バイパス）事業の実施に伴い、事業完了後に既存の兵庫県道6号線一部区間を市道路線として認定しようとするもので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求めるものである。</p>

議案第20号	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
理由	<p>本件は、市が加入している兵庫県市町村職員退職手当組合について、監査委員のうち見識を有する者の任期の改正及び丹波少年自然の家事務組合の解散による脱退に伴い、組合規約を変更すること等について協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p>なお、規約変更に係る施行日は、令和6年4月1日からである。</p>
議案第21号	養父市氷ノ山国際スキー場の指定管理者の指定について
理由	<p>本件は、公の施設の管理を指定管理者に行わせたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
理由	<p>上記2件は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものである。</p> <p><b>【任期】</b> 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで</p>